

自ら設計審査の業務を行う都道府県労働局長の一覧（令和 8 年 7 月 1 日時点）

※下線部は前回更新時からの変更箇所、括弧内は変更前の名称等

都道府県労働局長の名称	自ら行うものとする年月日	自ら行うものとする設計審査の業務の範囲	自ら行うものとする設計審査の期間	備考
すべての都道府県労働局長	令和8年4月1日	すべての特定機械等（ボイラー、第一種圧力容器、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト、ゴンドラ）に係る設計審査	当面の間	